いずみさのコミュニティバス 車内広告

次の項目に該当するものについては、コミュニティバスの車内広告として、 掲出いたしかねますのであらかじめご了承願います。

- (1) 泉佐野コミュニティバスの品位を汚すものまた又は利用者に不快感を与えるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告またはこれらを批判するもの及び個人や団体の人格広告を目的としたもの
- (3) 人権侵害、名誉き損のおそれのあるもの及び各種差別的なもの
- (4) 法令や条例等に違反することをそそのかしたり、公序良俗に反する内容のもの
- (5) 虚偽または誇大な表現で、市民の的確な判断を誤らせるなどのおそれがあるもの
- (6) 泉佐野市が推薦等しているかのごとき表現をしたもの
- (7) 社員等の求人広告又はこれに類するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第12 2号)の適用を受けるもの及びこれに類似するもの
- (9) 通信販売、訪問販売、消費者金融業に類するもの
- (10) ギャンブルその他投機心、射幸心をそそるもの
- (11) その業を営むについて官公署の免許、認可等を必要とする場合に、その免許または認可を受けていないもの
- (12) 広告主(団体にあっては代表者を含む)の営む行為等が社会的批判、指弾 の対象となっているもの
- (13) その他掲出することが適当でないと認められるもの

以上